

議会改革検討会決定・確認事項

令和3年1月19日

項 目		決定・確認事項
1	議会基本条例について	<p>検討事項とすることに決定。(R1. 6. 12)</p> <p>位置付けについて、持ち帰り、次回協議することを確認。(R1. 6. 28)</p> <p>議員協議会を包含する形で一本化し、ルールづくりを行い進めることを確認。</p> <p>運営のあり方について、持ち帰り、次回協議することを確認。(R1. 7. 26)</p> <p>運営のあり方について、9月定例会で全員協議会に関する要領を作成することに決定。次回の検討会で正副議長案を示し、協議、決定することを確認。(R1. 8. 28)</p> <p>全員協議会に関する要領について、正副議長案のとおりとすることに決定し、本日付で策定することを確認。要領策定に合わせ、議会運営に関する申合せ事項の一部改正を本日付で行うことを確認。</p> <p>全員協議会を令和元年11月27日10時15分に開催し、協議事項は議員定数、協議方法は議員間討議とすることを確認。(R1. 9. 13)</p>
	広報広聴の充実について (定例記者会見、傍聴者アンケート、市民との意見交換の手法)	<p>検討事項とすることに決定。</p> <p>6月定例会から、記者会見を行うことに決定。(R1. 6. 12)</p> <p>9月定例会から、傍聴者アンケートを行うことに決定。</p> <p>アンケート内容については、次回正副議長案を示し、協議することを確認。市民との意見交換の手法について、持ち帰り、次回協議することを確認。(R1. 6. 28)</p> <p>市民との意見交換の手法について、方法、相手方の選定等、検討に時間も必要なことから、多少時間をとって改めて協議を進めることを確認。</p> <p>傍聴者アンケートの内容について、正副議長案をもとに協議し、一部修正、期間を1年間とすることとし、最終的な文言調整は正副議長に一任することに決定。(R1. 7. 26)</p> <p>市民との意見交換の手法について、先進市の状況をまとめたたたき台を基に各会派に意見を伺い、一部会議録の取扱いを除きおおむね各会派が賛同。</p> <p>10月、11月頃に議会改革検討会のメンバーで団体との意見交換の試行実施を行い、対象となる団体、テーマの決め方については、9月の検討会で、決定することを確認。(R2. 6. 19)</p> <p>市民との意見交換の手法については正副議長案のとおりとすることに決定。</p> <p>意見交換会のテーマは投票率の向上に向けての取組について、団体は明るい選挙推進協議会、日程は10月19日月曜日午後1時からとすることで決定。</p> <p>都合がつかない場合は代理の出席を認めることを確認。(R2. 9. 11)</p> <p>市民との意見交換の手法について、10月19日に開催した意見交換会の検証を行い、おおむね問題はなかったことを確認。今年度中に制度設計、来年度に意見交換会を実施すること、フレームの正副議長案を作成することを確認。</p> <p>傍聴者アンケートについて、12月定例会で終了すること、アンケート結果については、2月の検討会で報告することを確認。(R3. 1. 19)</p>
	条例の研修について	<p>検討事項とすることに決定。</p> <p>7月9日に研修を実施することに決定。(R1. 6. 12)</p>
2	投票率の向上に向けての取組みについて	<p>検討事項とすることに決定。(R1. 6. 28)</p> <p>意見交換会で出された意見のうち、明るい選挙推進協議会と協働での啓発活動等の取扱いについては、法的な問題を踏まえ、何ができるかを模索していくことを確認。(R3. 1. 19)</p>
3	議員定数・報酬について	<p>検討事項とすることに決定。(R1. 6. 12)</p> <p>全員協議会での意見をまとめた正副議長案を基に協議を行い、現状維持の28人とすることに決定。(R2. 6. 19)</p>

項 目	決定・確認事項
<p>4 議会のICT化の推進について （実務者会議の設置、Wi-Fi環境の整備、タブレット導入、ペーパーレスなど）</p>	<p>検討事項とすることに決定。（R1.6.12）</p> <p>実務者会議のメンバーについて、各会派次回選出することを確認。（R1.6.28）</p> <p>実務者会議のメンバーを、山谷議員、大野議員、佐々木議員、牧田議員、富岡議員、谷川議員、触沢議員とすることに決定。 タブレット導入の方向づけについて、持ち帰り、次回協議することを確認。（R1.7.26）</p> <p>タブレット導入について、進めることに決定。 実務者会議の検討項目について、①運用方法、②システム構成、導入機器の選定、③費用負担、④利用規約等のルール、⑤市執行部との調整の5項目とすることに決定。（R1.8.28）</p> <p>実務者会議の座長を副議長とし、今後検討項目について協議を行うことを確認。（R1.9.13）</p> <p>実務者会議からの第1次答申のとおりとすることに決定。（R2.6.19）</p>
<p>5 市議会だよりの在り方について</p>	<p>検討事項とすることに決定。 現状の市議会だよりについては発展的に見直すことを決定。 市議会だよりに代わる情報発信の具体的な方法については、引き続き議会改革検討会において協議していくことを確認。（R2.9.11）</p> <p>市議会だよりの代替案について確認。市議会だより編集委員会委員長に、今後の情報発信方法の最終号への掲載について申し送ることを確認。（R3.1.19）</p>